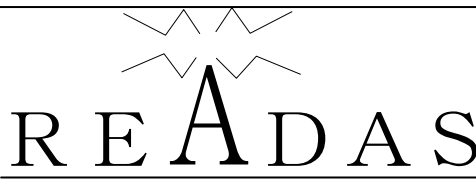


第 4941 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2014年)平成26年 3月13日 木曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 通院費と医療費控除

Q：遠隔地の医師の治療を受けるために支出する通院費は、医療費控除の対象になりますか？

A：診療等を受けるため直接必要なものであれば対象になります。

【解説】

医療費控除の対象となる通院費は、医師等による診療等を受けるために直接必要なもので、かつ、通常必要なものであることが必要であり、患者自身が通院に際して必要なものに限るとされています。そして、この場合の通院費は、電車賃やバス代などのように、人的役務の提供の対価として支出されるものをいうものとして取り扱われていますので、自家用車で通院する場合のガソリン代や駐車代は医療費控除の対象にはなりません。

ところで、遠隔地の医師の治療を受けるため通院費ですが、その医師、病院でなければ治療ができないような場合や、引越しをしたけれど以前からかかっているかかりつけの医師の治療を受ける方が合理的であると考えられるような場合には、その通院費の全額が医療費控除の対象として認められることとなります。また、この場合にかかる旅費についても診療等を受けるために直接必要なもので、かつ、通常必要な費用であれば認められることとなります。ただし、ホテルなどの宿泊代は、直接必要なものではありませんから、対象とはなりません。なお、患者の年齢や病状からみて、患者一人で通院することが危険な場合には、付添人の交通費も対象になります。

